

令和5年度第3回茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会 会議録

議題	<p>1 会長及び副会長の選出について</p> <p>2 予防接種に関する健康被害について (令和5年度諮問第5号)</p> <p>3 予防接種に関する健康被害について (令和5年度諮問第6号)</p>
日時	<p>令和6年3月27日(水)</p> <p>19時15分から20時10分まで</p>
場所	茅ヶ崎市保健所3階 第1会議室
出席者氏名	<p>会 長 山口 哲也</p> <p>副 会 長 橋本 瑞基</p> <p>委 員 清水 博之</p> <p>委 員 濱 卓至</p> <p>(事務局)</p> <p>保健所 前田副所長</p> <p>保健所健康増進課 寺島課長</p> <p style="padding-left: 100px;">多田主幹</p> <p style="padding-left: 100px;">小西課長補佐</p> <p style="padding-left: 100px;">高木副主査</p> <p style="padding-left: 100px;">内藤主任</p> <p style="padding-left: 100px;">高柳主任</p> <p style="padding-left: 100px;">湯浅主任</p>
会議の公開・非公開	<p>一部非公開</p> <p>(議題1は公開、議題2及び議題3は非公開)</p>
非公開の理由	特定の個人情報を審議するため
傍聴者数	—

(会議の概要)

○前田副所長

それでは定刻となりましたので、これより令和5年度第3回茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会を開催いたします。

本日の調査会でございますが、委員の過半数の出席を頂いておりますので、茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会規則第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

このあと議題1におきまして、本調査会の会長を選出いただくこととなりますが、会長が選出されるまで、代理として私の方で議事を進行させていただきます。

議題1に先立ちまして、本調査会の運営方法について事務局より説明をお願いします。

○寺島課長

それでは、本調査会の目的及び運営方法についてご説明いたします。本調査会は、予防接種と健康被害の状況を医学的立場から判断する資料をできるだけ正確に早く収集することや、必要と考えられる場合の特殊な検査等の実施の助言を行うため開催するものです。

運営方法につきましては、机上にあります別添資料「茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会の会議の運営方法について」をご覧ください。

まず、1. 会議の非公開決定については、非公開とする場合の要件に基づき、本調査会で決定いたします。次に2. 会議結果の公表につきましては、会議の概要を会議終了後2日以内、議事録については45日以内に公表いたします。3. 議事録の作成方法について発言者の名前を記載した摘録とします。最後に4. 非公開の会議の公表については、議事録に代えて議題及び議事の概要を公表いたします。以上でございます。

○前田副所長

ただいま事務局から説明がありましたが、運営方法については、事務局からの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○前田副所長

ご異議がございませんので、説明のとおりといたします。

それでは「議題1 会長及び副会長の選出について」を議題といたします。

会長の選出の方法ですが、市の予防接種健康被害調査会規則第4条第1項では、委員の互選となっています。

自薦又は他薦等はございますか。

○濱委員

自薦がなければ、茅ヶ崎医師会副会長の山口委員に会長をお願いできればと思います。

○前田副所長

ただいま山口委員に会長をお願いしたいとのご推薦がございましたので、山口委員に会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○前田副所長

ご異議なしと認めさせていただきます。ここからは、議事の進行を山口委員をお願いいたします。

○山口会長

かしこまりました。

それでは引き続き、副会長の選出についてですが、先ほどと同様、規則では委員の互選となっています。自薦又は他薦等はございますか。

自薦がなければ、私より、茅ヶ崎医師会の理事でいらっしゃる橋本委員に副会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山口会長

異議なしと認めます。それでは、橋本委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、予防接種に関する健康被害について議題2及び議題3の2件、市長より諮問されております。

この議題2件については、個人情報を取り扱うため、非公開とします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

2 予防接種に関する健康被害について（令和5年度諮問第5号）

当該健康被害について委員間で意見交換を行い、本件は国への進達にあたるものであると市長に答申することとした。

3 予防接種に関する健康被害について（令和5年度諮問第6号）

当該健康被害について委員間で意見交換を行い、本件は国への進達にあたるものであると市長に答申することとした。